

第 2 節 確認申請関係

1201 削除

1202 削除

1203 建築確認申請における申請要領の取扱い

〔関係法令等〕法第 6 条、規則第 1 条の 3、規則第 2 条、規則第 3 条

1 建築物の確認申請（以下この項において確認申請等という）において規則第 1 条の 3 に規定される図書のほかに添付する図書

- （１） 確認申請等に要する図書を添付した本市の指定する様式の消防同意資料書又は消防通知資料書（１部）
- （２） 浄化槽を設置する場合においては浄化槽設置届（確認申請書正本用、副本用、資源循環推進課提出用の３部）
- （３） 敷地位置を記した公図の写し又は財政部備付地図の写し（正本用、副本用の２部）
- （４） 新築で借地の場合にあっては土地使用承諾書（正本用、副本用の２部）
- （５） 給水装置の設置が新たに必要の場合にあっては本市の指定する様式の建築確認済書（給水装置申込の際に上下水道局給排水課に提出が必要）（副本用の１部）

※計画通知は、この取扱いを参考に通知する。

2 建築物の確認申請書（第二号様式）の記載方法

- （１） 申請書の副本は正本のコピーでも可とする。
- （２） 第二号様式 第一面

申請者は原則として建築主を記入すること。

複数の場合はすべての建築主を記入すること。

- （３） 第二号様式 第二面 建築主等の概要

- ① 【３．設計者】欄トの確認とは、法適合確認（建築士法第 20 条の 2 第 3 項に規定する構造関係規定に適合することの確認又は同法第 20 条の 3 第 3 項に規定する設備関係規定に適合することの確認をいう。以下、同じ。）を指す。
- ② 【３．設計者】欄の建築士法第 20 条の 2 第 1 項の表示をした者及び建築士法第 20 条の 3 第 1 項の表示をした者とは、自ら設計をした者、建築士法第 20 条の 2 第 3 項の表示をした者及び建築士法第 20 条の 3 第 3 項の表示をした者とは、法適合確認をした者をいう。
- ③ 【５．工事監理者】【６．工事施工者】欄は申請時に未確定の場合、未定（決定次第通知）若しくは無と記入すること。法第 5 条の 4 第 4 項の規定により工事監理者を定めなければならない建築物について工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから必ず工事着手前に建築基準法等施行取扱規則第 9 条に定める様式で決定届を提出する

こと。

- ④ 設計者・代理者が同一の場合などは、設計者と同じ・同上等と略すことを可とする。
また、登録の前の（ ）は建築士の登録を受けた機関（国土交通大臣）（〇〇〇知事）を記入すること。
- ⑤ 【6. 工事施工者】 【ロ. 営業所名】欄の建設業の許可の後の（ ）には、建設業の許可を受けた機関（国土交通大臣若しくは〇〇〇知事）及び許可年度を記入すること。

(4) 第二号様式 第三面 建築物及びその敷地に関する事項

- ① この面は敷地単位での建築物の概要及びその敷地に関する事項を記入すること。
- ② 【1. 地名地番】欄には、横須賀市〇〇町〇丁目〇番〇と正確に枝番まで記入すること。
- ③ 【5. その他の区域、地域、地区、街区】欄には、法第22条区域、下水道法第2条第8号に規定する処理区域、災害危険区域、高度地区、高度利用地区、地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第3条に規定する地区整備計画区域、都市計画横須賀港臨港地区内における建築物の規制に関する条例第2条に規定する臨港区域内に指定された分区、建築物駐車施設条例第2条に規定する周辺地区及び自動車ふくそう地区、平成13年横須賀市告示第41号に規定する宅地造成工事規制区域、昭和43年建設省告示第2998号にて規定された衣笠駅南土地地区画整理事業の施行区域等を記入すること。
- ④ 【6. 道路】 【イ. 幅員】欄は、最大幅員を記入することと規定されているが、幅員が変化している場合は最大の部分から2mの位置の幅員を記入すること。又、「みなし道路（法第42条第2項道路）」の場合は、4mと記入すること。
- ⑤ 【7. 敷地面積】 【チ】欄には、法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合、又は同条第12項の規定が適用される場合、法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されている場合、法第53条第3項、第5項若しくは第6項の規定が適用される場合、法第57条の5第2項に該当する場合において、これらの規定が適用される旨を記入すること。
- ⑥ 【9. 工事種別】欄は、敷地全体に対しての工事種別を新築・増築等と記入すること。
- ⑦ 各数値で小数点以下の記入は、敷地面積は3位以下を切り捨て、延べ面積・建築面積・床面積・建蔽率・容積率も3位以下を切り捨て、2位まで記入すること。
- ⑧ 【12. 建築物の数】 【イ. 申請に係る建築物の数】欄には10㎡以下の建築物についても記載すること。
- ⑨ 【18. その他必要な事項】欄は、土地の所有関係（自己所有地・借地）を記入し、借地の場合は地主の土地使用承諾書を添付すること。

(5) 第二号様式 第四面 建築物別概要

- ① この面には、建築物単位の計画について、延べ面積が10㎡以内の申請建築物を含めた棟別概要を記入すること。
- ② 【3. 工事種別】欄は、敷地単位の工事種別によらず、建築物単位の工事種別を新築・増築等と記入すること。

- ③ 【６．階数】 【ロ】欄に記載する地階の算定方法は 1115 を参照すること。
- ④ 【７．高さ】 【イ．最高の高さ】欄は、令第２条第１項第６号による地盤面から高さを記入すること。【ロ．最高の軒の高さ】欄は、令第２条第１項第７号による地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さを記入すること。
- ⑤ 【８．建築設備の種類】欄は、法第２条第３号に規定される建築設備（電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙、汚物処理の設備、煙突、昇降機、避雷針）のうち申請に係る建築物に設置するものの種別を記入すること。
- ⑥ 【10．床面積】欄は、昇降機塔等の階（P 2、P 1）地上階（F 3、F 2、F 1）地階（B 1、B 2）を最上階から記入すること。なお、同一棟の既存建築物がない場合は、「申請以外の部分」に 0 と記入するか、あるいは横線を引くこと。また、階数行が不足する場合は、必要な行数を追加するか、別紙に必要な事項を記入し添えること。
- ⑦ 【11．屋根】【12．外壁】【13．軒裏】欄は、内容についてできるだけ具体的に記入すること。特に法的な防耐火性能の要求される建築物等に係わる場合は、下地材、仕上材、厚さ、耐火性能等を記入すること。また、これらの部分に規則第１条の３表４各項に掲げる規定に基づく認定を受けたものとする場合は認定番号を併せて記入すること。
- ⑧ 【14．居室の床の高さ】欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入し、直下の地面から居室の床の上端までの垂直距離を記入する。各室によって異なる場合は最も低い部分の床の高さの寸法を記入すること。
- ⑨ 【16．その他必要な事項】欄には第四面に書き表せない事項で特に確認を受けなければならない事項を記入する。消防法第９条の２による住宅用防災警報器を設置すべき建築物の場合には“住宅用防災警報器設置”と記載すること。

（６） 第二号様式 第五面 建築物の階別概要

- ① 【１．番号】【２．階】欄は、第四面 建築物の棟別概要 と同様な番号階（P 1・F 1・B 1）を記入すること。
- ② 【３．柱の小径】欄は申請する建築物が木造（桝組壁工法、丸太組構法などを除く）の場合に記入すること。各部分で寸法が異なる場合には最も不利となる部分について記入し、単位はセンチメートル（cm）で記入すること。
- ③ 【４．横架材間の垂直距離】欄は、木造の場合に記入し、土台又は胴差の上端より桁又は胴差の下端までの垂直距離を記入すること。
- ④ 【５．階の高さ】欄は、当該階の床の上面より直上階の床の上面までの垂直距離を記入すること。
- ⑤ 【６．居室の天井の高さ】欄は、その階の床の上端から天井の下端までの垂直距離を記入すること。各室により異なる場合は、最も低い居室の寸法を記入すること。
- ⑥ 【７．用途別床面積】欄で、複合用途の建築物で特定の用途に属さない部分（共用廊下など）は「（08990）（その他）（〇㎡）」と記入すること。

※計画通知は、この取扱いを参考に通知する。

3 建築計画概要書（第三号様式）

建築計画概要書作成における作成要領

(注意事項)

※本注意事項はA 4 で両面印刷しますと、見開きで確認できますのでご活用ください。

※本注意事項は、一般的な計画のものであり、計画によってはこれによらないケースがありますので、ご注意ください。

なお、詳細な事項については、所管の特定行政庁にお問い合わせください。

※本注意事項では、特に記入漏れがある項目については**太字**で記載していますので、ご記入の際にはご注意ください。

※建築計画概要書の記載内容等については、建築基準法施行規則別記第二号様式の（注意）を参考にご記入ください。

ただし、特に記載上のお願ひしたい事項については、注意事項として記載しています。

※建築基準法施行規則別記第三号様式（建築計画概要書）第一面及び第二面は、同法施行規則別記第二号様式（確認申請書）の第二面及び第三面の写しに代えることができます。

この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示してください。

※敷地面積、建築面積及び延べ面積の端数処理については、平方メートル（㎡）を単位とし、小数点以下第3位の端数を切り捨ててください。

ただし、容積率、建蔽率の算定をする場合においては、建築面積、延べ面積の端数処理する前の数値で算定してください。（**計算例：78.120/156.439=0.49936 記載数値は、78.12 ㎡、156.43 ㎡、49.93%となります。**）

※高さ及び道路幅員の記入については、メートル（m）を単位とし、**小数点以下第3位**の端数を切り捨ててください。

建築計画概要書（第一面）

建築主等の概要

【1. 建築主】				
【イ. 氏名のフリガナ】				
【ロ. 氏名】				
【ハ. 郵便番号】				
【ニ. 住所】				
【2. 代理人】				
【イ. 資格】	()	建築士	()	登録第 号
【ロ. 氏名】				
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】				
【ホ. 所在地】				
【ヘ. 電話番号】				
【3. 設計者】				
(代表となる設計者)				
【イ. 資格】	()	建築士	()	登録第 号
【ロ. 氏名】				
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】				
【ホ. 所在地】				
【ヘ. 電話番号】				
【ト. 作成又は確認した設計図書】				
(その他の設計者)				
【イ. 資格】	()	建築士	()	登録第 号
【ロ. 氏名】				
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】				
【ホ. 所在地】				
【ヘ. 電話番号】				
【ト. 作成又は確認した設計図書】				
【イ. 資格】	()	建築士	()	登録第 号
【ロ. 氏名】				
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】				
【ホ. 所在地】				
【ヘ. 電話番号】				
【ト. 作成又は確認した設計図書】				
【イ. 資格】	()	建築士	()	登録第 号
【ロ. 氏名】				
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】				
【ホ. 所在地】				
【ヘ. 電話番号】				
【ト. 作成又は確認した設計図書】				

第一面

【1. 建築主】

☆建築主が2以上のときは、確認申請書（第二号様式）に準じ別紙を添付するか又は連名で記載してください。

【2. 代理者】

☆建築主本人が申請する場合には記入不要です。

【3. 設計者】

☆「同上」「～者に同じ」などの省略表現は可ですが、【1. 作成又は確認した設計図書】については作成した設計図書が明確に分かるよう必ず記載して下さい。

☆同一設計者に関しては、申請書に添付する設計図書一式などの省略表現でも可です。

【口. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【ト.意見を聴いた設計図書】

☆一級建築士でなければ設計できない建築物のうち法第 20 条第 1 号（高さが 60m を超える建築物）又は第 2 号（高さが 60m 以下の建築物のうち、高さが 13m 又は軒の高さが 9 m を超える木造建築物、地階を除く階数が 4 以上である鉄骨造の建築物、高さが 20m を超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物）に該当する建築物で、

- 構造設計を行なった場合には、
☐ 建築士法第 20 条の 2 第 1 項の表示をしたもの

- 構造関係規定の適合確認を行なった場合には、
☐ 建築士法第 20 条の 2 第 3 項の表示をしたもの

のチェックボックスに「レ」マークを入れて構造設計一級建築士の氏名と資格の交付番号を記入してください。

複数いる場合には全て記入してください。

☆階数が 3 以上で床面積の合計が 5,000 m² を超える建築物で、

- 設備設計を行なった場合には
☐ 建築士法第 20 条の 3 第 1 項の表示をしたもの

- 設備関係規定の適合確認を行なった場合には、
☐ 建築士法第 20 条の 3 第 3 項の表示をしたもの

のチェックボックスに「レ」マークを入れて設備設計一級建築士の氏名と資格の交付番号を記入してください。

複数いる場合には全て記入してください。

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

☆「同上」「～者に同じ」などの省略表現は可ですが、【ト. 意見を聴いた設計図書】については意見を聴いた設計図書が明確に分かるよう必ず記載して下さい。

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】

【ロ. 営業所名】 建設業の許可 () 第 号

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【7. 備考】

【5. 工事監理者】

- ☆「同上」「～者に同じ」などの省略表現は可ですが、【ト. 工事と照合する設計図書】については照合する設計図書が明確に分かるよう必ず記載して下さい。
- ☆未定の場合は「未定」と表示し、工事着工までに報告してください。

【6. 工事施工者】

- ☆未定の場合は「未定」と表示し、工事着工までに報告してください。

【7. 備考】

- ☆建築物の名称又は工事名が定まっているときは記入してください。

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

☐都市計画区域内（☐市街化区域 ☐市街化調整区域 ☐区域区分非設定）
☐準都市計画区域内 ☐都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 ☐防火地域 ☐準防火地域 ☐指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

【6. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () () () ()
(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
() () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
() () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)
(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

第二面

【1. 地名地番】

☆敷地の地名地番を枝番まで記入してください。地番が多数の場合は筆数を正確に記入してください。

【2. 住居表示】

☆住居表示が決まっている場合のみ記入してください。

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

☆市街化区域と市街化調整区域にわたる場合は、ともに記入してください。

☆市街化調整区域を含む場合は都市計画法の許可の要・不要を確認し、許可を要する場合には【14. 許可・認定等】に許可年月日、及び番号を記入してください。

【4. 防火地域】

☆敷地が2以上の区域にわたる場合は、すべてを記入してください。

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

☆原則として、**法第22条区域**、**第●種高度地区**、地区計画、建築協定、宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、**第●種風致地区**について記入してください。

また、建築物が都市計画道路等の都市計画施設内である場合にはその旨（「都市計画道路区域内」等）を記入してください。その他、記入する項目に関しては、所管の特定行政庁にご確認ください。

【6. 道路】

☆建築物の敷地が2m以上接している道路のうち最も大きなものについて記入してください。

☆法第43条第2項第1号認定及び第2号許可の場合については、空欄もしくは空欄を埋める記号「ー」を記入してください。

☆法第43条第2項第1号認定及び第2号許可の場合については、【14. 許可・認定等】に許可年月日及び番号を記入してください。

【イ. 幅員】

☆**道路の幅員が変化している場合は局部的な部分を除き、最大の部分から2mの位置の幅員を記入してください。**
道路の幅員の変化が著しい場合等は特定行政庁と協議した幅員を記入してください。

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

☆イ欄で記入した道路に接している長さを記入してください。

☆敷地が専用通路（旗竿敷地）等で道路に接する場合は専用通路の最小幅員を記入してください。

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】

☆敷地が2以上の用途地域もしくは高層住居誘導地区、法第52条第1項第1号～第6号までに規定する用途地域が異なる地域等の場合は、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの敷地面積を記入してください。

☆(2)は、法第52条第12項の規定を適用する場合、同条第13項の規定に基づき、(1)で記入した敷地面積から前面道路と壁面線等との間の部分の面積を除いた面積を記入してください。

【ロ. 用途地域等】

☆敷地が2以上の用途地域が異なる地域等にわたる場合は、異なる地域等ごとにそれぞれの敷地面積を記入し、配置図に用途境を記入してください。

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

☆敷地が2以上の用途地域が異なる地域等にわたる場合は、異なる地域等ごとにそれぞれ記入してください。

☆イに記入した敷地面積に対応する容積率を記入してください。

記入に際しては法第52条第2項（道路幅員×0.4or0.6or0.8）に注意してください。

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

☆敷地が2以上の用途地域が異なる地域等にわたる場合は、異なる地域等ごとにそれぞれ記入してください。

☆法第53条第3項第1号又は第2号の適用により緩和（加算）となる建蔽率ではなく、前の都市計画において定められた建蔽率を記入してください。

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

☆敷地が2以上の容積率が異なる地域にわたる場合は法第52条第7項の規定による加重平均による容積率を記入してください。

☆【ハ】欄と同値の場合記載不要です。

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

☆敷地が2以上の建蔽率が異なる地域にわたる場合は法第53条第2項の規定による加重平均による建蔽率を記入してください。

☆法第53条第3項、第5項又は第6項に該当する場合は、それぞれの規定により定められる数値を記入してください。

☆【ニ】欄と同値の場合記載不要です。

【フ. 備考】

☆法第53条第3項、第5項又は第6項に該当する場合はその旨（「角地緩和適用」等）を記入してください。

☆法第52条第9項の特定道路による幅員の割り増しをしている場合はその旨（「特定道路適用」等）と算定式を記入してください。

☆バリアフリー法による容積率の緩和の認定を受けた場合はその旨（「バリアフリー法による認定（容積率緩和）」等）を記入してください。

【8. 主要用途】（区分 ）			
【9. 工事種別】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替			
【10. 建築面積】	（申請部分 ）	（申請以外の部分 ）	（合計 ）
【イ. 建築面積】	（ ）	（ ）	（ ）
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】	（ ）	（ ）	（ ）
【ハ. 建蔽率】			
【11. 延べ面積】	（申請部分 ）	（申請以外の部分 ）	（合計 ）
【イ. 建築物全体】	（ ）	（ ）	（ ）
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	（ ）	（ ）	（ ）
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	（ ）	（ ）	（ ）
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	（ ）	（ ）	（ ）
【ホ. 認定機械室等の部分】	（ ）	（ ）	（ ）
【ヘ. 自動車車庫等の部分】	（ ）	（ ）	（ ）
【ト. 備蓄倉庫の部分】	（ ）	（ ）	（ ）
【チ. 蓄電池の設置部分】	（ ）	（ ）	（ ）
【リ. 自家発電設備の設置部分】	（ ）	（ ）	（ ）
【ヌ. 貯水槽の設置部分】	（ ）	（ ）	（ ）
【ル. 宅配ボックスの設置部分】	（ ）	（ ）	（ ）
【ヲ. その他の不算入部分】	（ ）	（ ）	（ ）
【ワ. 住宅の部分】	（ ）	（ ）	（ ）
【カ. 老人ホーム等の部分】	（ ）	（ ）	（ ）
【ヨ. 延べ面積】			
【タ. 容積率】			
【12. 建築物の数】			
【イ. 申請に係る建築物の数】			
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】			
【13. 建築物の高さ等】	（申請に係る建築物）	（他の建築物 ）	
【イ. 最高の高さ】	（ ）	（ ）	
【ロ. 階数】	地上（ ）	（ ）	
	地下（ ）	（ ）	
【ハ. 構造】	造 一部 造		
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】	☐ 有 ☐ 無		
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】	☐ 道路高さ制限不適用 ☐ 隣地高さ制限不適用 ☐ 北側高さ制限不適用		
【14. 許可・認定等】			
【15. 工事着手予定年月日】	平成 年 月 日		

【16. 工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回)	平成	年	月	日	()
(第 回)	平成	年	月	日	()
(第 回)	平成	年	月	日	()

【18. 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】

☐要 ☐否

【19. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

☐有 ☐無

【20. その他必要な事項】

【8. 主要用途】

☆共同住宅、長屋については戸数を記入してください。

☆複数用途の場合は申請に係る全ての用途を記入し、() 内に主たる用途の区分番号を1つ記入してください。

☆増築などの場合で既存用途が複数存在する場合は、既存の主要な用途を記入の上、当該申請建築物の用途も具体的に併記してください。（例：「工場内の倉庫」、「一戸建ての住宅に付属する車庫」等）

【9. 工事種別】

☆敷地単位での工事種別を記入してください。

☆2以上の工事種別がある場合は全て記入してください。

【11. 延べ面積】

【ロ. 地階の住宅の部分】

☆住宅（共同住宅、長屋含む）の用途がある建築物のみ記入してください。

☆建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にある住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く）の床面積を記入してください。

【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】

☆共同住宅の用途が含まれる建築物のみ記入してください。

☆共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を記入してください。

【ニ. 自動車車庫等の部分】

☆自動車車庫等の用途が含まれる建築物のみ記入してください。

☆自動車車庫その他もっぱら自動車又は自転車の駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。

【ホ. 住宅の部分】

☆住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。）の床面積を記入してください。なお、法第52条第8項の規定を適用する場合、高層住居誘導地区の特例制度を適用する場合にあっては、【18. その他必要な事項】に法第52条第8項適用、高層住居誘導地区の特例制度を適用の有無を記入してください。

【ヘ. 延べ面積】

☆各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。

【12. 建築物の数】

☆原則として敷地内の全ての建築物の数を記入してください。

【13. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

☆建築基準法施行令（以下「施行令」という。）第2条第1項第6号ロ、ハによる高さを記入してください。

☆申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ2以上ある場合においては、最大のものを記入してください。

【ロ. 階数】

☆申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ2以上ある場合においては、最大のものを記入してください。

【ハ. 構造】

☆構造種別は木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造等、できるだけ具体的な構造名称を記入し、混構造については、（鉄筋コンクリート造 一部木造等）と記入してください。

☆敷地内に申請建築物が複数棟ある場合は敷地内の建築物の主たる用途の構造について記入して下さい。

【14. 許可・認定等】

☆根拠法令及び条項、当該許可・認定等の年月日及び番号を記入してください。

なお、認定については、建築物に係る認定を記入してください。

☆建築基準法による許可・認定、都市計画法による許可、宅地造成規制法による許可、急傾斜地崩壊危険区域内の許可及び風致地区内の許可について記入してください。その他、記入する項目に関しては、所管の特定行政庁にご確認ください。

【15. 工事着手予定年月日】

☆確認処分日以降の着手予定年月日を記入してください。

【17. 特定工程工事終了予定年月日】

☆法第7条の3第1項第1号に該当する特定工程は必ず記入してください。

☆同項第2号に該当する特定工程についても必ず記入してください。（ただし、各特定行政庁により特定工程の指定内容が異なるため注意してください）

【. その他必要な事項】

☆計画の変更申請の際は、第二面に係る部分の変更の概要を記入してください。

☆地区計画の届出がある場合は通知年月日、及び番号を記入してください。

☆建築協定の協議終了通知年月日、及び番号を記入して下さい。

☆高層住居誘導地区の特例制度適用がある場合はその旨記入してください。

☆法第52条第8項の規定を適用する場合にあつては、（法第52条第8項適用）と記入してください。

☆中間検査の対象建築物のうち除外規定が適用される建築物はその旨（「中間検査対象除外規定の適用」等）を記入してください。（ただし、各特定行政庁により除外規定が異なるため注意してください）

付近見取図

配置図

（注意）

1. 第一面及び第二面関係

- ① これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示してください。
- ② 第一面の5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。この場合には、特定行政庁が届出のあつた旨を明示した上で記入します。

2. 第三面関係

- ① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- ② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

第三面

【付近見取図】

- ☆申請敷地の位置・形状が特定できる程度の縮尺とし、また、鮮明なものとしてください。
- ☆申請敷地の位置・形状が明確に示されたものとしてください。

【配置図】

- ☆記載内容が読み取れる程度の縮尺とし、また、鮮明なものとしてください。

☆この欄のスペースでは上記事項が満たせない場合でも必ずA 4サイズで記載し、上記事項を満たす別紙（A 3～A 4程度）を添付してください。

☆以下の事項を記入してください。

- ・縮尺（数値確認）
- ・方位（真北を記入）
- ・敷地境界線（境界線種別〔道路境界・隣地境界等〕、道路に接する長さ）
- ・敷地内における建築物（10㎡以下のものも含む）の位置（隣地・道路からの離れ寸法記入）
- ・敷地が専用通路（旗竿敷地）等で道路に接する場合は専用通路の最小幅員
- ・道路と敷地に高低差がある場合、避難規定がある場合等は通路の幅（階段の有効幅等）
- ・申請に係る建築物と他の建築物との別（地下に車庫がある場合には、破線にて記入）
- ・道路の位置、幅員（法第42条第2項の規定による道路の場合、基準時の幅員・中心線の位置、後退寸法）
- ・道路の種別、接する長さ
- ・屋根伏図（棟及び塔屋の位置並びに建築物の各部分の高さ記入）
- ・敷地高低差（隣地・道路）
- ・擁壁などの構造、新設・既存の別
- ・外壁後退線位置
- ・用途地域境界線・都市計画施設境界線
- ・排水放流先、汚水・雨水排水経路、浄化槽があればその位置

4 第四十号様式（建築工事届）

- ① 第一面～第三面が併せて一式の様式になっているため、更地への工事も第四面まで添付し、当該事項がない場合は、「該当なし」「なし」「／」を記入すること。
- ② 除却工事施工者欄に設計者又は代理者の記載が見受けられるが、ここは直接除却しようとする工事施工者を記入すること。

5 その他

上記のほか建築確認申請書等の記載については、建築基準法施行規則の記載の注意事項に基づき記載すること。また、建築物以外の確認申請書及び計画通知書の設計者欄等の記載方法は建築物の確認申請書及び計画通知書の記載方法の例による。

（H19・H20・H24・一部改正）

1203－2 計画変更確認申請における申請要領の取扱い

〔関係法令等〕法第6条、法第18条、規則第1条の3

- 1 建築物の計画変更確認申請及び計画変更通知において規則第1条の3第8項に規定される図書のほかに添付する図書
 - （1） 付近見取図（正本用、副本用の2部）
 - （2） 変更確認申請手数料算定用紙（正本用の1部）
- 2 その他

計画変更確認申請の及び計画変更通知の記載方法は規則の注意事項及び建築確認申請に準じること。

（H19・H24・一部改正）

1203－3 中間検査申請書の記載方法

〔関係法令等〕法第7条の3、法第18条、規則第4条の8

- 1 第二十六号様式 第一面
申請者は、原則として建築主とすること。複数の場合はすべての建築主を記入すること。
- 2 第二十六号様式 第三面
 - （1）【8. 特定工程】 【ハ. 検査対象床面積】欄には、検査対象にならない別棟の地下車庫等の面積は算入しないこと。
 - （2）【11. 確認以降の軽微な変更の概要】欄は、変更がない場合でも「なし」と記入し、変更があった場合は本市の指定する軽微な変更説明書を中間検査申請書に添付すること。
- 3 添付図書
規則第4条の8第1項第4号に規定される特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に

必要があると認めて定める書類として、建築基準法等施行取扱規則第 11 条第 2 項にて規定する工程報告書を中間検査申請書には添付しなければならない。

(H19・一部改正)

1203－4 完了検査申請書の記載方法

〔関係法令等〕法第 7 条、法第 18 条、規則第 4 条

1 第十九号様式 第一面

申請者は、原則として建築主、設置者又は築造主（以下建築主等とする）とすること。複数の場合はすべての建築主等を記入すること。

2 第十九号様式 第三面

(1) 【2. 工事種別】欄は、敷地単位の工事種別によらず、検査対象建築物単位の工事種別を新築・増築等と記入すること。検査済証には、敷地単位の工事種別にて交付される。

(2) 【9. 検査経過】欄は、必ず記入し、中間検査対象建築物でない場合でも「なし」と記入すること。

(3) 【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄は、変更がない場合でも「なし」と記入し、変更があった場合は本市の指定する軽微な変更説明書を完了検査申請書に添付すること。

3 第十九号様式 第四面

工事種別が増築の場合で、令第 137 条の 4 の [2](#) 第 3 号に規定される措置を講ずる場合は、その措置について備考欄に記載すること。

(H19・H24・一部改正)

1204 敷地が複数の特定行政庁にわたる確認申請の取扱いについて

〔関係法令等〕法第 6 条、法第 18 条、法第 42 条、法第 85 条

標記については、次により取扱うものとする。

1 複数棟の工場等が建築される極めて大規模な敷地においては、次の各号の方針を基本にして、特定行政庁（以下行政庁という。）間で協議し、その取扱いを決定する。

(1) 建築物が複数の行政庁にわたる場合は、建築物の延面積が過半に属する行政庁で取扱う。

(2) 建築物が複数の行政庁にわたらない場合は、建築物の存する行政庁で取扱う。

(3) 前各号以外の敷地においては、行政庁間で協議する。

2 計画通知についても同様とする。

1205 建築確認申請に添付する日影図の作成要領について

〔関係法令等〕 法第 56 条の 2、令第 2 条第 2 項、令第 135 条の 12、令第 135 条の 13

- 1 規則第 1 条の 3 第 1 項表二の（二十九）項に掲げる日影図は、次の事項を明示した図書とする
 - （１） 隣接地の地盤面等の高さ
 - （２） 計画建築物の各部分の測定面からの高さ
- 2 縮尺は 1/100、1/200、1/500 のいずれかとする。なお大規模な建築敷地の場合は全体の日影図（縮尺は問わない）と部分的な日影図を添付するものとする。
- 3 日影図の作成は、東経 139 度 45 分、北緯 35 度 30 分に当該敷地があるものとして行う。なお磁北からの真北の測定は誤差が大きいため認めない。
- 4 南中時刻については理科年表の旧東京天文台の時刻又は、天文情報公開センター（国立天文台）によるホームページ暦計算室中神奈川県（横浜市）の時刻とする。
- 5 計画建築物が凹凸形状の場合は、安全側に包絡し、かつ、包絡線を記載すること。ただしコンピューターを利用した場合はこの限りではない。
- 6 建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から三十分ごとに午後四時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間の明示が必要であるが、等時間日影線が測定線に近接する部分の測定線上に概ね 2 ～ 5 m 間隔で測定点を定め、日影時間を算定すること。

（H19・一部改正）

1206 削除

（H19・削除）

1207 建築確認申請に添付する規則第 1 条の 3 第 1 項表二（二十八）項に掲げる図書の作成要領についての取扱い

〔関係法令〕 法第 56 条第 7 項

- 1 標記の図書は図書の種類毎に次の事項を明示した図書とすること。
 - ① 道路高さ制限、隣地高さ制限、北側高さ制限（以下、「各制限」という。）適合建築物の配置図にあつては高低差緩和を使用する場合における適合建築物、計画建築物の各測定点の高さ
 - ② 道路高さ制限適合建築物の配置図にあつては法別表第 3 による道路高さ制限の適用距離
- 2 法第 56 条第 7 項の規定が適用される建築物において添付が必要な各制限近接点における申請に係る建築物及び各制限適合建築物の天空図（天空図の半径は 10cm 以上とする。）は、計画建築物については弧の内接（不利側）、制限適合建築物は弧の外接（有利側）で三斜面積計算を行ったものとする。

（H19・一部改正）

1208 建築設備に関する確認申請の取扱い

〔関係法令〕 法第 87 条の 4

法文上は、法第 6 条第 1 項の規定により建築確認申請書と一体のものとして申請することになっているが、昇降機については、建築確認申請時に細部仕様あるいはメーカー等が決定していないこと及び行政事務手続き等から法第 87 条の 4 の規定によるものと同様の取扱いとする。ただし、令和 6 年 9 月 9 日国土交通省告示第 1148 号に規定するホームエレベーター等を建築物に設置する場合は建築確認申請書と一体の申請とする。また、法第 87 条第 1 項の規定による用途変更の確認申請の場合で昇降機その他の建築設備についても申請が必要な場合については、別途建築設備の確認申請を要する。なお、本市において指定した昇降機以外の建築設備は、建築基準法等施行取扱規則第 21 条において規定している。

(H19、R7・一部改正)